

# 災害時要援護者制度

## 1. 目的

災害時に支援を必要とする人たちを地域で支援することを目的としています。  
p.8, p.9 も参考にしてください。

## 2. しくみ



### ① 災害時に支援を希望する人が要援護者台帳へ登録<sup>1)</sup>

登録内容は、住所、氏名、生年月日、性別、年齢、障害の種類、電話番号、地域支援者の氏名・電話番号、緊急連絡先の氏名・電話番号です。

### ② 地域防災組織へ情報提供

登録内容の中から「障害の種類」を除いた情報が市役所から地域防災組織へ提供されます。

### ③ 地域支援者から要援護者へ

日頃の声かけや、災害時の情報提供や安否確認、避難の支援をします。

1) 土浦市では、自ら要援護者名簿への登録を希望した人だけの情報を収集する「手上げ方式」をとっています。この方式は、要援護者本人の自発的な意思にゆだねられているため、本来支援が必要な人の 1 割しか登録されていないというデータもあります(災害時要援護者の避難対策に関する検討会「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」平成 18 年 3 月 p.9)。

よって、地域には、登録者以外にも災害時に支援が必要な人が多くいることを知っておいてください。

### 3 地域防災組織に求められていること

- ① 要援護者が必要としている支援を知ること
- ② 地域支援者を決めること(地域支援者が空欄の場合が多いため)
- ③ 災害時に支援すること

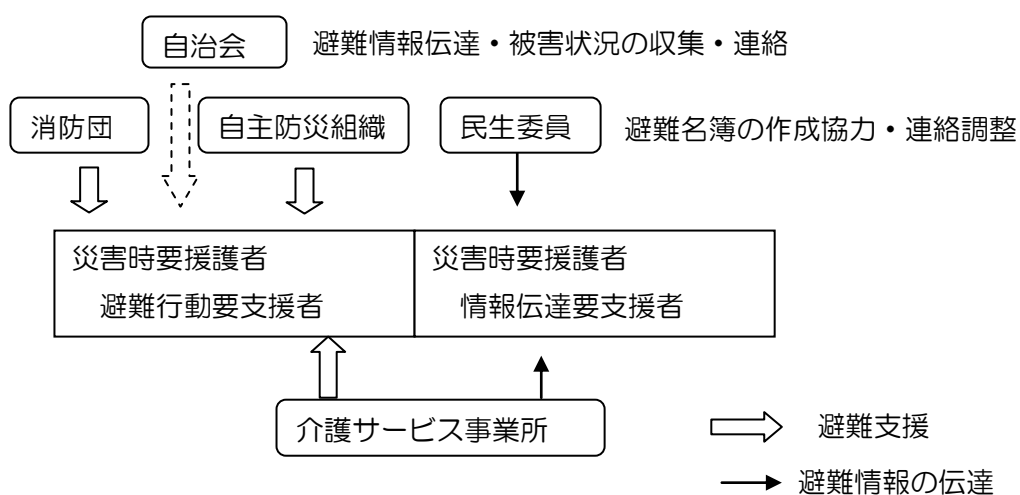
### 4 3の内容をどのように進めるか

#### ステップ1 地域で役割を決める

次の4つの役割を担う人を決めましょう。

- 要援護者の情報を得る人
- 災害時に要援護者を支援する人
- 要援護者の情報を共有・管理する人
- 市からの避難情報、生活情報を得る人

#### 《地域で役割を決める》新潟県三条市の場合<sup>2)</sup>



三条市では、災害時要援護者を本当に支援が必要な方への絞り込みをした上で、避難行動支援と情報伝達支援の2つに分けています。

2)三条市災害対応マニュアル をもとに図式化。

<http://www.city.sanjo.niigata.jp/gyousei/page00019.html>

## ステップ2 要援護者の情報を得る

### (1) 担う人

- ・日頃地域の見守り活動を行ない地区をよく知る民生委員は、最も適している人の一人であるといえます。
- ・二人で要援護者を訪問するのが理想的です。  
相手にも安心感を与えるとともに、正確に情報を得やすくなります。

### (2) 支援の内容を聞く → 巻末の用紙に記入。次ページに記入例。

#### ①災害時に必要とする支援は何か。

- ・情報提供、安否確認、避難支援のいずれを希望しているかを聞く。

#### ②具体的な支援の内容を聞く。

- ・どのような方法で、どのように支援してもらおうと助かるのか。

#### ③避難支援をする場合

- ・避難時に必要な用具は何か。

### (3) 大切なこと

#### ①支援を必要とする人の状況はひとりひとり異なります。

たとえば、視覚に障害があるといっても、全く見えない方から、うっすらとみえている人もいます。「〇〇障害」という言葉でひとくくりにして先入観で判断しないようにしましょう。

#### ②支援を必要な人とよく話をする

ご本人の希望に耳を傾け、どのような手助けを必要としているかを聞いてください。

#### ③支援に直接必要ではない情報は聞きださない。

この制度はご近所の方が手助けするものです。あくまでも支援者は地域の方々に、決して専門職ではありません。

したがって、支援とは直接関係のない病名を詳しく聞き出したり、ご本人が言いたくない障害名や家族状況などを聞き出したりすることは避けてください。

#### ④ご近所のみで支援が難しい時には、市(障害福祉課・高齢福祉課)に相談を。

ご本人の状況によっては、たとえば、複数の医療機器を使いながら寝たきりの状況であるなど、ご近所でなんとか助け合いたいと思ってもそれだけでは難しいこともあります。

そのようなときは、まずは、市に相談してみましょう。

災害時すぐに手助けしてほしいこと

1 手助けを希望している人と支援者

ふりがな 氏名	うら きらら 浦 キララ 女性	住所	土浦市〇〇町 2-3-4
電話 FAX	〇〇〇-△△△△ FAX も同じ	携帯 メール	090-××××-〇〇〇〇 メール <a href="mailto:abcde@fg.jp">abcde@fg.jp</a>
支援者 1	氏名 〇木 △子 住所 土浦市〇〇町 2-3-5 電話番号 携帯 〇〇〇-△△△△-〇〇〇〇	支援者 2	氏名 山△ 〇男 ※民生委員 住所 土浦市〇〇町 2-3-1 電話番号 携帯 〇〇〇-〇〇〇〇-△△△△

2 災害時に望んでいる手助け 該当するものをチェック

安否確認       避難支援       避難情報提供

3 コミュニケーションをとる際の希望

- 話す (ゆっくり話す・大きな声で話す・静かに話す・その他 )
- 文字 (大きな文字で・携帯メール・その他 )
- 特に希望はない

4 避難の手助けを希望している場合のみ記入

どのようなお手伝いを必要としていますか。

- ・長時間歩くのは辛いので、できれば車にのせてほしい。
- ・荷物をもってほしい。
- ・スロープは歩きにくいので、避けてほしい。
- ・調子が悪いとき(とくに朝方)はベッドから起き上がれないことがある。

移動のお手伝いの時、気をつけてほしいことは何ですか。

せかされると動転して転びやすいので、なるべく穏やかに接していただければありがたいです。

移動時に必要な用具は何ですか。

おぶい紐       リヤカー       担架       その他[杖      靴型装具]

避難時に持ち出す薬や医療機器はありますか。

- 薬 あり[薬名 抗リウマチ薬      抗炎症薬 ]
- 医療機器 あり [ ]

避難時に消防団などの応援を必要としますか。

いいえ       はい

記入者名 山△ 〇男      聞き取り日 平成 25 年 3 月 31 日

### ステップ3 地域支援者を決める

(1) 本制度に登録している人は、ほとんどの場合、「地域支援者」は未定です。  
したがって、地域防災組織で地域支援者を決めていただかなくてはなりません。

(2) 誰を地域支援者にするか

《土浦市の希望》

地区長や民生委員に相談し、地域で依頼できる方がいればその方に。  
適任者がいなければ、地域防災組織が地域支援者に。

《真鍋4丁目自主防災組織の場合》

地域支援者は班長。p. 25 も参照してください。

《他の市町村の例》

- ・ 要援護者1人に対し、要援護者宅に近い地域住民ボランティア2～4人(御殿場市)
- ・ 地域支援者の選任が難しい場合は、組単位での見守りとし組長にお願い(豊田市)

#### ■ポイント

地域支援者は「近くの人」、「複数」で。

### ステップ4 要援護者の情報を管理・共有する

(1) 地域で情報を共有する人は自治会、地域防災組織、民生委員、地域支援者です。  
「土浦市災害時要援護者制度実施要領」で情報の目的外使用は固く禁止されています。

(2) 共有する要援護者の個人情報、

住所、氏名、生年月日、性別、年齢、電話番号、地域支援者の氏名・電話番号、緊急連絡先の氏名・電話番号、災害時に手助けしてほしいこと です。

(3) 個人情報を保護するための方法(例)

- ① 管理責任者を決める。たとえば、自治会長。
- ② 鍵のかかる書庫に入れ、鍵は二人が保有。
- ③ パソコンでは保存しない。

#### ■ポイント■

個人情報をいかに管理するかが、この制度において最も大事な点です。

(4) 情報の更新

最低でも1年に一度は情報の見直しをしましょう。

## ステップ5 市からの情報伝達経路を決める

市からの情報は、広報車、防災無線によって伝達されますが、それ以外に、地域の連絡体制作りが重要です。

例 自治会長 → 民生委員 → 要援護者

### ■ポイント■

1. 「情報の発信・情報の集約は1つにする」を原則に。
2. 要援護者にはどのような伝達方法が適しているかを確認。
3. 普段から『決まった伝達方法』を使っておく

## ステップ6 訓練をする

- ① 安否確認、避難誘導、情報伝達、避難所運営など  
項目ごとに訓練するのもいいでしょう。
- ② 要援護者も参加してもらえよう、声かけをしてみましょう。
- ③ 地域の行事の際に、訓練を加えるのも一案です。

《参考1》 土浦市内の先進的事例 防災訓練

### 事例1 真鍋4丁目 地域防災会

#### 防災訓練の実施

- ①初期行動訓練（震度5弱の地震、火災、家屋一部損壊による負傷者発生を想定して、対策本部、初期消火活動、救出救護訓練）
- ②救急法訓練（消火訓練、止血法、搬送法、心肺蘇生法）

※真鍋4丁目の他の活動については p.25 を参照

### 事例2 中村南4丁目 地域防災会

毎年、炊き出しを行い、その際に防災訓練を実施

## ステップ7 大地震発生時、計画に沿って実行